

## 13. 小規模多機能型居宅介護について- 1

### 改定事項と概要

#### (1) 訪問サービスの機能強化

- 訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所について、新たな加算として評価する。

#### (2) 登録定員の緩和

- 登録定員を29人以下とする。登録定員が26人以上29人以下の場合について、当該事業所の居間及び食堂の面積が一定の要件を満たす場合は、通いサービスに係る利用定員を18人以下とする。(運営基準事項)

#### (3) 看取り期における評価の充実

- 看取り期における評価について、看護師による24時間連絡体制が確保されていること、利用者又は家族の同意を得て利用者の介護に係る計画が作成されていることに加え、医師・看護師・介護職員等が共同して必要に応じて利用者又は家族への説明を行う場合等について、新たな加算として評価する。

#### (4) 運営推進会議及び外部評価の効率化

- 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。(運営基準事項)

#### (5) 看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携

- 小規模多機能型居宅介護の看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲として、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別として、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を追加する。(運営基準事項)

- 看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1以上配置する場合、新たな加算として評価する。

#### (6) 地域との連携の推進

- 小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とともに、事業所の設備(居間及び食堂を除く)について、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を可能とする。(運営基準事項)

155

## 13. 小規模多機能型居宅介護について- 2

### 改定事項と概要

#### (7) 同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し

- 事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を新たに設定する。

#### (8) 事業開始時支援加算の見直し

- 事業所開始時支援加算は、平成26年度末をもって廃止する。

#### (9) 認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和

- 小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護が併設する事業所における夜間の職員配置について、一定の要件を満たす場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。(運営基準事項)

#### (10) 小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設

- 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所として、広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や介護老人保健施設との併設を認める。(運営基準事項)

#### (11) 中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進

- 中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、新たな加算として評価する。

#### (12) 総合マネジメント体制強化加算の創設

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備について評価を行う。当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

156

## 13. 小規模多機能型居宅介護（1）訪問サービスの機能強化

### 概要

- 在宅生活の継続を促進する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、訪問を担当する従業者を一定程度配置するとともに、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所については、新たな加算として評価する。

### 点数の新旧

(なし)



(新規)

訪問体制強化加算 1,000単位／月

### 算定要件

- 訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。
- 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における1月あたり延べ訪問回数が200回以上であること。

(※1)集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)を併設する場合は、登録者のうち同一建物以外の利用者が5割以上を占める場合であって、同一建物以外の利用者に対して、上記の要件を満たす場合に算定対象とする。

(※2)本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

(※3)介護予防小規模多機能型居宅介護費における設定はしない。

157

## 13. 小規模多機能型居宅介護（2）登録定員の緩和

### 概要

- 在宅生活の継続を促進する観点から、登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

### 基準の新旧

- 登録定員 25人以下
- 通いサービス定員 15人以下



- 登録定員 29人以下
  - 通いサービス定員 15人以下
- ただし、登録定員が26人以上29人以下の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」は、通いサービスに係る定員を18人とすることができます。

### その他

- 「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ」とは、利用者1人当たり3m<sup>2</sup>以上（解釈通知事項）

158

### 13. 小規模多機能型居宅介護（3） 看取り期における評価の充実

#### 概要

- 中重度の要介護者への対応の更なる強化を図る観点から、看取り期における評価として、看護師により24時間連絡できる体制を確保していること、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容について説明を行う場合等について、新たな加算として評価する。

#### 点数の新旧

(なし)



(新規)

看取り連携体制加算

死亡日から死亡日前30日以下まで 64単位／日

#### 算定要件

##### (利用者の基準)

- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
- 看取り期における対応方針に基づき、看護職員、介護職員等が入所者の状態又は家族の求め等に応じ、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている。

##### (施設基準)

- 看護職員配置加算（I）（常勤の看護師を1名以上配置）を取得している。
- 看護師により24時間連絡できる体制を確保している。
- 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。

（※）本加算は、介護予防小規模多機能型居宅介護費における設定はしない。

159

### 13. 小規模多機能型居宅介護（4） 運営推進会議及び外部評価の効率化

#### 概要

- 運営推進会議と外部評価の効率化を図る観点から、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

#### 改正後の基準

- 現行の「都道府県が指定する外部評価機関において行うサービスの評価を受けなければならない」とする規定は廃止する。
- 見直し後は、小規模多機能型居宅介護事業所は、自らその提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議においてチェックし、公表する仕組みとする。
- その上で、運営推進会議における客観的な評価能力を担保するため、「評価」として行う運営推進会議には、構成員として市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者を参加させることを求める。

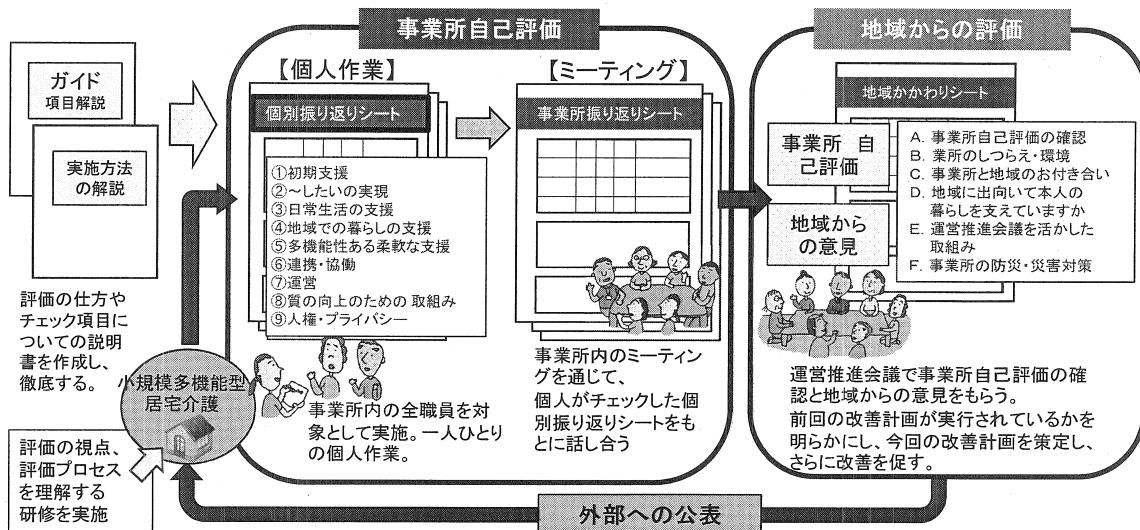
160

### 13. 小規模多機能型居宅介護（4）<参考> 「自己評価」と「地域からの評価」のポイントとプロセス

#### 【小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における評価のポイント】

- ・全職員が自らを振り返り、自己評価を行うこと
- ・自己評価をもとに、事業所全体で振り返り、話し合い、共有すること
- ・運営推進会議等で、自己評価の結果を報告し、かつ、地域からの意見をいただき、運営に反映させること
- ・自己評価及び地域からの評価を毎年繰り返しながら、質の向上を図っていくこと  
→評価をスタッフ全員で行い、話し合うことでチーム作りになり、提供するサービス内容の“振り返り”になる  
→地域の方々の事業に対する理解が進む
- 地域からの評価を行う運営推進会議等に、行政や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が参加することで、客観性の担保と理解の促進につながる

#### 【小規模多機能型居宅介護における評価のイメージ】



出典: 平成25年度老健事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会)

161

### 13. 小規模多機能型居宅介護（5）-1 看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携

#### 概要

- ・人材確保の観点から、看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1以上配置する場合については、新たな加算として評価する。
- ・また、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

#### 点数の新旧

看護職員配置加算(I) 900単位  
看護職員配置加算(II) 700単位



看護職員配置加算(I) 900単位  
看護職員配置加算(II) 700単位  
看護職員配置加算(III) 480単位

#### 算定要件

##### (看護職員配置加算(III))

- ・常勤換算方法で1以上の看護職員を配置していること。
- ・定員超過利用又は人員基準欠如減算の適用を受けていないこと。
- ・看護職員配置加算(I)、(II)、(III)のうち複数を算定することはできないこと。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護費における設定はしない。

162

### 13. 小規模多機能型居宅介護（5）-2 看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携

#### 基準の新旧

併設する事業所	介護職員の兼務可能	看護職員の兼務可能	併設する事業所	介護職員の兼務可能	看護職員の兼務可能
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○	地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	×	×	居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	×	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×	広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、介護職員・看護職員ともに、小規模多機能型居宅介護と併設する事業所に限る。					

163

### 13. 小規模多機能型居宅介護（6） 地域との連携の推進

#### 概要

- 小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするとともに、事業所の設備(居間及び食堂を除く)について、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を可能とする。

#### 改正後の基準

小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合には、入所者の処遇に影響がないという条件のもと、人員・設備について以下のとおりとする。

- 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを認める。
- 小規模多機能型居宅介護事業所の設備(居間及び食堂を除く)について、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を認める。

164

### 13. 小規模多機能型居宅介護（7）同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し

#### 概要

- サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

#### 点数の新旧

##### イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費

- (1) 要支援1 4,489単位
- (2) 要支援2 8,047単位

##### イ 小規模多機能型居宅介護費

- (1) 要介護1 11,505単位
- (2) 要介護2 16,432単位
- (3) 要介護3 23,439単位
- (4) 要介護4 25,765単位
- (5) 要介護5 28,305単位

##### イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費

- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
  - (一) 要支援1 3,403単位
  - (二) 要支援2 6,877単位
- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合
  - (一) 要支援1 3,066単位
  - (二) 要支援2 6,196単位

##### イ 小規模多機能型居宅介護費

- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
  - (一) 要介護1 10,320単位
  - (二) 要介護2 15,167単位
  - (三) 要介護3 22,062単位
  - (四) 要介護4 24,350単位
  - (五) 要介護5 26,849単位
- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合
  - (一) 要介護1 9,298単位
  - (二) 要介護2 13,665単位
  - (三) 要介護3 19,878単位
  - (四) 要介護4 21,939単位
  - (五) 要介護5 24,191単位

（※1）小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住するかに応じて、該当する区分により算定

（※2）改定後の単位数は、地域区分の見直しや総合マネジメント体制強化加算（1,000単位）などの影響を含むため、改定前との差額は、同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直しの影響のみによるものではない。

165

### 13. 小規模多機能型居宅介護（8）事業開始時支援加算の見直し

#### 概要

- 事業所開始時支援加算については、平成26年度末までの経過措置であることから、現に定めるとおり、廃止する。

#### 点数の新旧

##### 事業開始時支援加算

500単位／月



廃止

166

## 13. 小規模多機能型居宅介護（9）認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和

### 概要

- ・認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所が併設するもののうち小規模なものについて、人員配置の効率化を図る観点から、夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員と認知症対応型共同生活介護事業所の1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。

### 改正後の基準

次の要件を満たす事業所について、入居者の処遇に支障がないと認められる場合には、小規模多機能型居宅介護とグループホームの兼務を認める。

- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者の処遇に支障がないこと。
- ・小規模多機能型居宅介護の泊まり定員とグループホームの1ユニットあたりの定員の合計が9人以内であること。
- ・小規模多機能型居宅介護とグループホームが同一階に隣接していること。

167

## 13. 小規模多機能型居宅介護（10）小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設

### 概要

- ・小規模多機能型居宅介護の普及を図る観点から、小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所として広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や介護老人保健施設との併設を認めていない取扱いを見直し、施設類型に関わらず、小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえた上で、市町村が個別に判断できるように見直す。

### 基準の新旧

- ・施設種別ごと一律に併設の可否を定めている現行規定を見直し、広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設との併設を含め、他の施設・事業所との併設については、小規模多機能型居宅介護事業所として適切なサービスが提供されることを前提に認めるものとする。

併設する事業所	同一建物に併設	同じ法人が別棟に併設
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	○



併設する事業所	同一建物に併設	同じ法人が別棟に併設
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○

168

### 13. 小規模多機能型居宅介護（11）中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進

#### 概要

- 中山間地域等に居住している利用者に対するサービスを確保するため、通常の事業の実施地域を越えて小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、新たな加算として評価する。

#### 点数の新旧

(なし)



(新規)  
厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、小規模多機能型居宅介護を行った場合の加算  
所定単位数の5／100に相当する額を加算

#### 算定要件

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月あたり所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。  
(別に厚生労働大臣が定める地域)  
①離島振興対策実施地域／②奄美群島／③豪雪地帯及び特別豪雪地帯／④辺地／⑤振興山村／⑥小笠原諸島／⑦半島振興対策実施地域／⑧特定農山村地域／⑨過疎地域／⑩沖縄の離島

(※)本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

169

### 13. 小規模多機能型居宅介護（12）総合マネジメント体制強化加算の創設 (定期巡回・隨時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護共通)

#### 概要

- 小規模多機能型居宅介護を提供する事業所は、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」が存在する。当該コストは、現行もそれぞれの基本サービス費の中で手当されているが、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備について、新たな加算として評価する。

#### 点数の新旧

(なし)



(新規)  
総合マネジメント体制強化加算 1000単位／月  
(定期巡回・随时対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・  
看護小規模多機能型居宅介護共通)

#### 算定要件

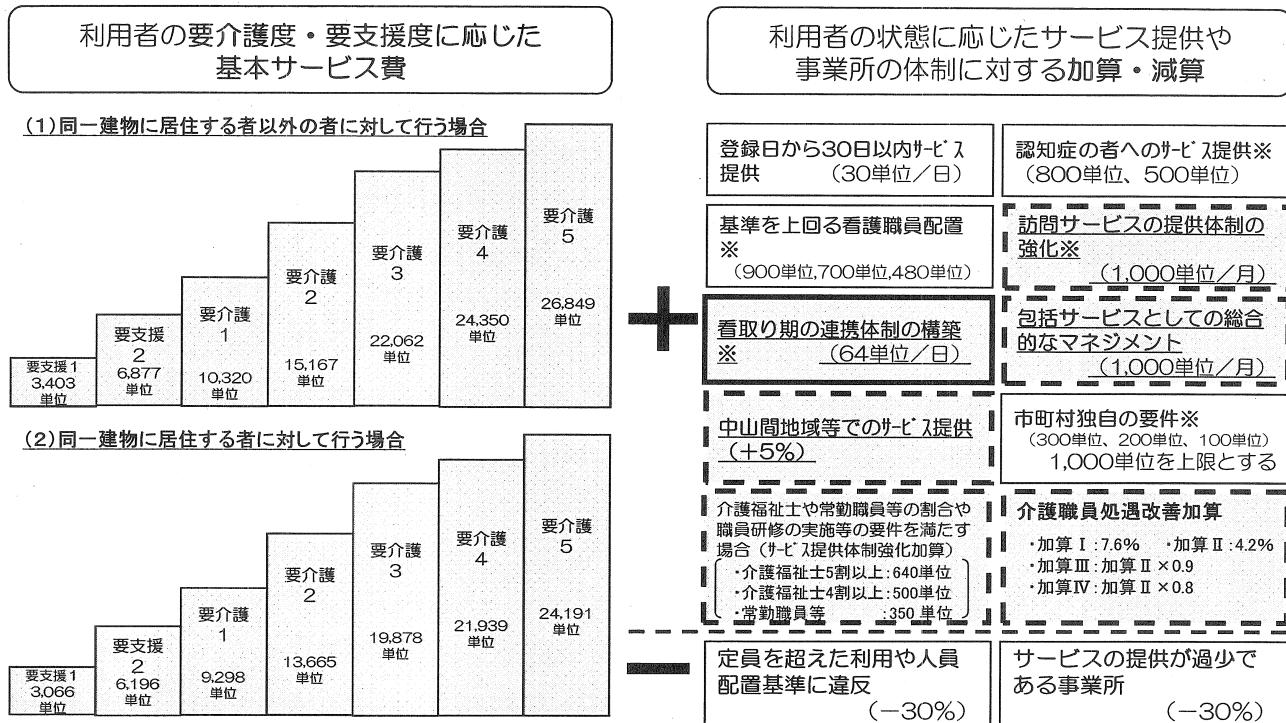
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(定期巡回・小規模多機能・看護多機能共通事項)  
① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に評価されていること。  
② 個別サービス計画の見直しの際に、利用者又はその家族に対して、当該見直しの内容を説明し、記録していること。
- この他、小規模多機能型居宅介護については、「地域における活動への参加の機会が確保されている」となどを要件としている。

(※)本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

170

### 13. 小規模多機能型居宅介護【報酬のイメージ（1月あたり）】

※は今回の報酬改定で見直しのある項目



(注) ※印の加算については、指定小規模多機能型居宅介護にのみ適用。（指定介護予防小規模多機能型居宅介護には適用されない。）  
 (※) 点線枠の加算は、限度額に含まれない。

171

### 13. 小規模多機能型居宅介護事業所【基準等】

必要となる人員・設備等				
			本体事業所	サテライト型事業所
代表者			認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3:1以上	常勤換算方法で3:1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上(他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。)	1以上(本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。)
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上(宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)	時間帯を通じて1以上(宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)
		宿直職員	時間帯を通じて1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	介護支援専門員		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

※ 代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・夜間の宿直者(緊急時の訪問対応要員)は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

172